

平成20年9月25日
国土交通省東北地方整備局
山形河川国道事務所

堤防除草で発生した刈草を提供します

資源の有効活用を図る一環として、堤防除草を行った際に発生した刈草の提供を実施いたします。

山形河川国道事務所では、河川管理施設の適正な管理や堤防の変状をいち早く発見するために堤防除草を実施しております。

この堤防除草実施に伴い発生した刈草は、廃棄物として処分を行っていましたが、資源の有効活用及び処分等に係る費用縮減の一環として、刈草を提供し、ご活用いただく取り組みを今年度から試験的に実施いたします。

※一般の方による堤防除草は河川法で禁止されております。

1. 提供の方法等

申込用紙に必要事項を記入のうえ、担当する出張所へ事前に提出し、提供区間等の確認を得たうえで、各自刈草を搬出願います。

※提供区間毎に先着順といたします。

2. 提供期間及び提供区間

提供期間及び提供区間は以下のとおりですが、除草を行わない区間などがありますので、申込の際にご確認願います。

【提供期間】

平成20年9月26日～11月10日の間※土・日・国民の祝日を除く

【提供区間】

①南陽出張所管内

最上川：米沢大橋上流松川堰

～長井市と南陽市・川西町との境までの区間

支 川：和田川、天王川、誕生川、元宿川、吉野川、鬼面川の国土交通省管理区間（概ね1 km～3 km間）

②長井出張所管内

最上川：長井市と南陽市・川西町との境

～白鷹町と朝日町との境までの区間

支 川：置賜白川の国土交通省管理区間(概ね2 km)

③寒河江出張所管内

最上川：白鷹町と朝日町との境

～村山市と大石田町との境までの区間

支 川：須川、馬見ヶ崎川、貴船川、寒河江川、村山野川の国土交通省管理区間(概ね1 km～12km間)

3. 注意事項

- ◆搬出にあたりましては、直接堤防法面上で作業をするなど堤防や河川敷などの河川管理施設を損傷しないようお願いします。
- ◆刈草の搬出の際の積込、運搬は個人で行っていただきます。
- ◆刈草の提供は適正な利用を目的とし、刈草を直接販売する等、直接的な営利目的利用されない場合（家畜の敷料、堆肥等）に限り、個人に対して提供を行います。
- ◆お一人に対し最大で1 距離標区間(約200m区間：約2,000㎡の刈草)の提供とさせていただきます。
- ◆刈草以外の異物混入については、極力、混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合がありますので、ご了承ください。
- ◆堤防上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようお願いします。
- ◆搬出時の事故等については、国土交通省では一切責任を負いません。
- ◆提供可能区間外の刈草の提供希望や、時期、草種などご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
- ◆提供後の刈草を転売や投棄することは行わないでください。

4. 申込先

- ◆南陽出張所管内(米沢市、南陽市、高畠町、川西町)

南陽出張所 〒999-2232 南陽市三間通14 TEL. 0238-43-2011

- ◆長井出張所管内(長井市、白鷹町)

長井出張所 〒993-0002 長井市屋城町4-39 TEL. 0238-88-2310

- ◆寒河江出張所管内(山形市、寒河江市、天童市、東根市、村山市、朝日町、山辺町、中山町、大江町)

寒河江出張所 〒991-0043 寒河江市大字島字島東239 TEL. 0237-86-3069

発 表 記 者 会

山形県政記者クラブ

問い合わせ先

東北地方整備局山形河川国道事務所

<<本制度に関すること>>

河川管理課長 近岡 信一（内331）

〒990-2339 山形市成沢西4-3-55

Tel 023-688-8942

<<刈草の提供に関すること>>

南陽出張所長 高橋 正志

〒999-2232 南陽市三間通14

Tel 0238-43-2011

長井出張所長 滝口 幸司

〒993-0002 長井市屋城町4-39

Tel 0238-88-2310

寒河江出張所長 本田 保恵

〒991-0043 寒河江市大字島字島東239

Tel 0237-86-3069

